

五日市保育園 しおり(重要事項説明書)

〈令和 7年 4月 1日 現在〉

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 雲柱社
代表者氏名	理事長 小磯 満
法人の所在地	東京都世田谷区上北沢3-8-19
法人の電話番号	03-3302-2884
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営

2 事業の目的

事業の目的 児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと。

3 運営方針

- 1) 家庭を離れる時間の長い園児に、温かい家庭的な保育を行う。
- 2) 園児の無限の可能性を信じ、本来持っている能力を伸ばす保育を行う。
- 3) 家庭との連携を密にし、園と家庭との理解、協調を目指す。
- 4) キリスト教保育の基盤に立ち、生命・人権・平和を大切にする。

4 保育所の概要

名称	五日市保育園
所在地	東京都あきる野市五日市345
電話番号	042-596-0339
法人創立年月日	昭和23年 7月 1日
事業認可年月日	昭和11年12月 4日
施設長氏名	関根 富美子
入所定員(年齢別)	0歳児:9名、1歳児:13名、2歳児:18名、3歳児:20名、4・5歳児:47名 計107名
職員数	52名
保育事業の種類	乳児保育、障害児保育(医療的ケア児含)、特別事業(延長保育)
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自のレベルを高めるために全ての職員に実施
嘱託医	小児科医:松村昌治(松村こどもクリニック) 歯科医:潤米宏仁(内山歯科医院)

5 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	午前7時15分から午後6時15分(延長保育午後7時15分)まで
休所日	日曜日、国民の祝日、休日、年末年始(12月29日から1月3日)

6 施設の概要

敷地 面積	861.55㎡
建物	鉄骨造り2階建て 延べ床面積705.46㎡
施設の内容	・乳児室・ほふく室 2室 面積95.61㎡ 調理室25.4㎡、保育室・遊戯室 5室 面積240.41㎡ 調乳室 5.01㎡、乳幼児用トイレ 2箇所 遊技場285.7㎡
設備の種類	冷暖房、床暖房(1階及び2階ホール)
保険	施設賠償責任保険加入

7 職員体制(令和7年4月1日現在)

職名	人数
園長	1人
主任・副主任	2人
保育士	18人
看護師	2人
栄養士	3人
調理員	3人
用務員	2人
事務員	1人
非常勤保育士等	17人
非常勤看護師	3人
嘱託医・歯科嘱託医	2人
リトミック講師	1人
お話し会講師	1人
英語講師	1人
造形講師	1人

8 年間行事予定

◆印:保護者参加行事 ※各年度により日程が変更となることがあります。詳細は別紙「年間予定表」をご確認ください。

月	行事内容
4月	◆入園を祝う会(各クラス) ・内科健診
5月	◆保護者交流会 ◆防災引き渡し訓練
6月	・歯科健診 ・花の日施設訪問
7月・8月	・年長おたのしみ会(5歳児)
9月	◆祖父母の集い
10月	◆運動会 ・内科健診
11月	・感謝祭礼拝 ・豚汁大会 ・幼児遠足 ◆個人面談
12月	・創立記念礼拝 ◆クリスマス会 ・高齢者施設訪問
1月	
2月	・こどもバイキング ・1年生を囲む会
3月	・お別れ遠足(5歳児) ◆卒園式
◎保育参加(年間を通じて) ◎毎月の行事:身体測定・乳児健診(0・1歳)・避難訓練 ◎講師による(3・4・5歳児):リトミック・お話し会・英語…毎月1回 体操…毎月2回 造形…年間10回(5歳児のみ)	

9 給食について

当園の給食の方針	保育園の給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しております。天然素材のダシを使い、化学調味料を一切使わず、和食を中心とした献立を取り入れています。
昼食・おやつ	保護者の方へは、毎月献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書(又は指示書)を保育園に提出してください。個別にご相談の上、診断書(又は指示書)に基づき当園で除去可能な物は除去食・代替食で対応いたします。 ※診断書または指示書にかかる費用は保護者負担となります。
衛生管理等	1) 集団給食施設届出を保健所へ届出済みです。 2) 調理員及び乳児担当職員は、毎月検便を行っています。 3) 食器洗浄機、温風乾燥保管庫、殺菌灯を設置し、食材の洗浄、器具の殺菌・洗浄をおこなっています。

栄養給与目標(給食・おやつでとりたい栄養量の目安)

	エネルギー - Kcal	蛋白質 g	脂質 g	カルシウム mg	鉄分 mg	ビタミン A μg	B1 mg	B2 mg	C mg
3歳未満児	463	19	12	200	1.6	150	0.2	0.2	15
3歳以上児	575	23	15	250	2.4	200	0.3	0.3	18

10 保育を提供する時間及び利用時間保育を提供する日

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時15分から18時15分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、

19時15分までの範囲内で、時間外保育(延長保育)を提供いたします(延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。※運営規定 別紙参照

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、

7時15分から8時30分・16時30分から19時15分までの範囲内で、時間外保育(延長保育)を提供いたします(時間外・延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。※運営規定 別紙参照

11 入園時に必要な書類等

- (1) 住居を確認するもの。
- (2) 保護者の連絡先を明示するもの。
- (3) 児童の体調を確認するもの。(病歴、予防接種の記録、アレルギー等)
- (4) 児童の嗜好や生活習慣を知るもの。

※詳細は、五日市保育園しおり(重要事項説明書)中、園生活でのお願い(1)入園にあたっての項の[提出書類]をご参照ください。

12 保護者と保育園の連絡について

(1) 五日市保育園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と保育園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。保育園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、0・1・2歳児は、連絡帳を活用します。

体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排泄状況など、お子様のご家庭の様子もできるだけ詳しくお知らせ下さい。

幼児クラスは、日常の様子を1F玄関に設置してある掲示板にてお知らせします。月に1回、「こひつじノート」にてお子さんの様子をお知らせします。

(2) 毎月1回、園だより、クラスだより、給食だより、保健だよりを発行します。行事や連絡事項などをお知らせします。

13 健康診断について

0・1歳児	毎月1回、嘱託医が健診します。毎月1回、身長・体重の測定を行います。健診・測定の結果については、「健康カード」にてお知らせします。
2歳児	年2回、嘱託医が健診します。毎月1回、身長・体重の測定を行います。健診・測定の結果については、「健康カード」にてお知らせします。
3・4・5歳児	年2回、嘱託医が健診します。健診の結果については、健康診断記録のコピーを配布し、お知らせします。毎月1回、身長・体重の測定を行います。測定結果については、「こひつじノート」にてお知らせします。
その他	お子様の日頃の様子でご心配なことがありましたらご相談下さい。

14 保護者の負担について

延長保育料、保育参加給食費、等において費用をご負担いただきます。

* 延長保育に係る利用者負担金

・ 保育標準時間認定の場合

時間外(延長)保育 18時15分から19時15分まで 15分単位 : 150円

・ 保育短時間認定の場合

時間外保育 7時15分から8時30分まで 15分単位 : 150円

(延長保育) 16時30分から19時15分まで 15分単位 : 150円

* 保育参加の保護者の給食費

1食 : 400円

* 遠足に係る交通費 : 公共機関(鉄道、バス等) その他移動手段に要する経費
実際に要した経費(実費)

* 給食費(副食費)

あきる野市の保育園の給食費は一律4800円です。市からの補助金は各ご家庭によって違います。市からの通知でご確認下さい。

* 入園時に布団カバー、帽子、カード帳、作品収納ケースをお渡ししますが、紛失・破損等で補充が必要な場合は、実費にてお渡しします。

* アレルギー対応や個別配慮、医療的な配慮を必要とする場合の申請に係る医師の診断書や指示書・登園許可書等にかかる費用は保護者負担となります。

支払いについて

翌々月に口座振替させていただきます。

※引き落とし口座を登録していただき、そこから利用料等が引き落としになるシステムです。

請求書にて金額明細をお知らせ致しますので、登録口座の残額をご確認ください。

請求書は利用月の翌月 20 日頃までにお渡しします。引き落としは翌々月 5 日頃になります。

※市の保育料引き落とし口座とは別に登録が必要です。

15 保育園のご利用に際し、留意していただくこと

登園時間	登園はなるべく9時頃までをお願いします。8時30分よりクラス活動が始まります。
欠席する場合 又は登園の時間 が遅れる場合	欠席する日がわかり次第、早めにお知らせください。当日に欠席、又は登園がいつもより遅れる場合、8時30分から9時頃までに042-596-0339にご連絡下さい。(食事の準備、散歩に行く際の確認のため) 連絡がない場合、こちらから確認のお電話をさせていただきます。
お迎えが遅れる 場合	お迎えがいつもより30分以上遅れる時、また延長保育にかかりそうな場合も電話連絡をお願いします。
毎朝の検温 体調の確認	お子様の体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園時に、不調または高熱が疑われる場合は、職員が検温を致します。登園前に、ご家庭で①機嫌の善し悪し ②食欲の有無 ③発熱の有無 ④排便の状態など、いつものお子様と様子が異なっていないか確認した後、登園をされますようお願いいたします。
感染症について	麻疹(はしか)・水痘(水ぼうそう)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・インフルエンザ等学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから、「登園許可証」の記入、提出をお願いします。疾患により医師の記入の必要なものと保護者記入のものがあります。詳しくはP25～26を参照してください。
発熱のある場合	熱が37.5℃～38℃以上ある場合、登園を控えてください。 また、登園後、37.5℃を超えた場合、連絡をさせていただきます。
投薬について	原則として投薬は行いません。ただし、治療上どうしても必要な場合(中耳炎、喘息など)医師の処方を受けた薬に限り、お預かりできることがあります。看護師にご相談ください。その場合、「投薬願い」を書いていただきます。

16 賠償責任保険の加入

施設・施設業務 1事故 500,000,000円 1名につき 50,000,000円
生産物(給食) 1事故 500,000,000円 1名につき 50,000,000円

17 緊急時の対応について

(1) 保育中に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(2) 保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を最優先させ、以下の機関等に相談連携し当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承下さい。

- ・囑託医 松村昌治
- ・あきる野市秋川消防署
- ・五日市警察署
- ・あきる野市

18 非常災害時の対策・防犯対策

消防計画作成	(変更)届出書 秋川消防署 平成29年 3月 21日届出
防火管理者	関根 富美子
避難訓練	火災および地震を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	自動火災探知機・煙感知器、誘導灯
防犯設備	学校110番(非常通報装置)・ALSOKセキュリティーカメラ・ 利用者通用門・職員通用門電気錠
避難場所	第1避難場所:園庭・園舎 第2避難場所:五日市小学校 校庭・体育館 第3避難場所:五日市中学校 校庭・体育館

19 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

(1) 五日市保育園 相談・苦情対応

相談・苦情受付担当者 山口 望(主任) 042-596-0339

相談・苦情解決責任者 関根 富美子(園長) 同上

第三者委員 「保育園しおり」P.15参照

受付方法 面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。

(2) 保育園以外に、区市町村の相談・苦情受付窓口があります。

・あきる野市子ども家庭部保育課保育係 TEL042-558-1111(代表)